



### 市県民税・所得税

## 申告の受け付けが始まります

▶問い合わせ **課税課** ☎0287(62)7121  
**総務課** ☎0287(37)5101  
**総務福祉課** ☎0287(32)2910  
**大田原税務署** ☎0287(22)3115

# 2月16日(木)～3月15日(水)

土・日曜を除く

受付時間：午前8時30分～11時  
午後1時～4時

#### 申告は指定日に指定会場で

- なるべく日程表に定められた日に来てください  
※有畜農家や農業所得者は、個別に通知した日時を参照。
- 指定された日に都合がつかない場合は、他の日でも申告できますが、**課税課**や各支所の窓口で申告の受け付けはできません

#### 事前の準備をお忘れなく

- 医療費控除を受ける人は、**必ず領収書を「個人ごと」、「病院ごと」に計算してください**
- 営業、農業、不動産所得の申告をする人は、**必ず帳簿を整理し、収支内容をまとめてから来てください**
- 書類に不足があったり、準備が不十分な場合は、**申告の受け付けができません**

#### 時間に余裕を持って来庁を

- 申告会場は大変混雑します。混雑状況により長時間待ったり、午前中に来庁しても午後の受け付けになる場合があります
- 所得の種類や申告の内容により、受け付けの順番が前後することがあります

### 申告が必要な人

- ① 平成28年中に事業収入(営業・農業、不動産収入(地代・家賃など)があった人
- ② 給与収入があり、次に該当する人は問いません(給与と退職金以外の収入(金額は問いません)があった人)
  - 2カ所以上から給与を受けていて、年末調整に含まれない給与収入がある人
  - 年末調整をしていない人
  - 平成28年中に会社などを退職した人
- ③ 公共事業に伴う土地・建物の譲渡収入があった人
- ④ 上場株式特定口座での株式の譲渡があり、売却損失の損益通算や繰越控除する人
- ⑤ その他の収入があった人
- ⑥ 平成28年中に収入はないが次に該当する人
  - 20歳以上の国民健康保険加入者とその世帯主、65歳以上の介護保険加入者
  - 所得証明書や所得・課税証明書が必要な人
  - 年金や児童手当に関する申請をする人
- ⑦ 収入が遺族年金、障害者年金のみで(6)に該当する人

### 申告が必要ない人

- ① 収入が年末調整をした給与のみの人
- ② 収入が公的年金のみで、その金額が次に該当する人
  - 65歳未満の人：98万円以下
  - 65歳以上の人：148万円以下
 ※年齢は平成28年12月31日現在。
- ③ 雑損控除(東日本大震災など)の申告をする人
- ④ 増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ⑤ 公共事業以外の土地・建物の譲渡所得がある人
- ⑥ 先物取引、未公開株の譲渡所得がある人
- ⑦ 山林所得、総合譲渡所得がある人
- ⑧ 平成28年分より前の年分の申告をする人

### 税務署で申告する人 (市役所では受け付け不可)

- ① 平成29年1月1日に本市に住所がない人
- ② 青色申告をする人
- ③ 雑損控除(東日本大震災など)の申告をする人
- ④ 増改築やリフォームで住宅借入金等特別控除の適用を受ける人
- ⑤ 公共事業以外の土地・建物の譲渡所得がある人
- ⑥ 先物取引、未公開株の譲渡所得がある人
- ⑦ 山林所得、総合譲渡所得がある人
- ⑧ 平成28年分より前の年分の申告をする人

西那須野地区 会場：100会議室			塩原地区 会場：ハロープラザ第2・3会議室 2月16日(木)～28日(火) 会場：1～3会議室 3月2日(木)～10日(金)			
月日	対象地区		月日	会場	対象地区	
2月	16 木	一区町	2月	ハロープラザ	下田野、遅野沢、臺沼	
	17 金	二区町			宇都野、高阿津	
	20 月	三区町			上横林、横林、接骨木	
	21 火	四区町、千本松			関谷	旭町、上町、日の出
	22 水	上赤田、北赤田、東赤田、南赤田、西赤田				元町、京町、上の内
	23 木	太夫塚1丁目～6丁目			金沢、折戸	上大貫、下大貫
	24 金	南郷屋1丁目～5丁目				
	27 月	新南、睦、高柳、西富山			28 火	会場移動日(受け付けていません)
	28 火	西三島1丁目～7丁目				
3月	1 水	三島1丁目～5丁目	3月	塩原支所	中塩原、上塩原	
	2 木	東三島1丁目～6丁目			塩原、湯本塩原	
	3 金	井口、西遅沢、東遅沢、関根、東関根				
	6 月	槻沢、石林			指定日に来られなかった人	
	7 火	下永田1丁目～4丁目				
	8 水	下永田5丁目～8丁目				
	9 木	緑1丁目、緑2丁目			申告の受け付けをしていませんので、 黒磯地区・西那須野地区の会場に来てください	
	10 金	二つ室、北二つ室				
	13 月	永田町、扇町、あたご町、西栄町、東町				
	14 火	西大和、西原町、五軒町				
	15 水	南町、西幸町、西朝日町				

黒磯地区 会場：1大会議室(201・202会議室)			
月日	対象地区		
2月	16 木	鍋掛地区	越堀、寺子、鍋掛、野間
	17 金		
	20 月	東那須野地区	大原間、東小屋、山中新田、上大塚新田、佐野、三本木、木曾畑中、沼野田和、下中野、島方、上中野、笹沼、北和田、波立、中内、鹿野崎、無栗屋、上郷屋、唐杉、塩野崎、北弥六、前弥六、沓掛、塩野崎新田、大原間西一丁目・二丁目、方京一丁目～三丁目、前弥六南町、沓掛一丁目～三丁目
	21 火		
	22 水		
	23 木		
	24 金	高林地区	高林、箕輪、洞島、箭坪、木綿畑、湯宮、嶋内、百村、油井、亀山、細竹、西岩崎、板室、戸田、青木
	27 月	黒磯地区	本郷町、新朝日、宮町、本町、黒磯幸町、錦町、住吉町、豊町、中央町、高砂町、弥生町、橋本町、桜町、材木町、大黒町、若葉町、東大和町、末広町
28 火			
1 水			
2 木			
3 金	共墾社一丁目、共墾社、下厚崎、上厚崎、埼玉、渡辺、豊浦中町、豊浦町、清住町、新緑町、松浦町、豊浦南町、春日町		
6 月			
7 火			
8 水			
9 木	鳥野目、小結、東原、阿波町、新町、西新町、豊住町、並木町、若草町、豊浦北町、美原町、北栄町		
10 金			
13 月			
14 火		東栄一丁目・二丁目、黒磯、豊浦、安藤町、原町、東豊浦	
15 水			

**大田原税務署の  
確定申告会場**

所得税・個人消費税・贈与税が対象  
 ▶とき 2月16日(木)～3月15日(水)  
 ・受付時間 午前8時30分～  
 ・相談時間 午前9時～午後5時  
 ▶ところ 大田原税務署別館  
 (大田原市紫塚1-5-54)  
 ※土・日曜を除く。  
 ※申告書の作成に時間がかかるため、午後2時までにお越しください。混雑時は受け付けを早めに締め切ることがあります。

▶問い合わせ  
**大田原税務署** ☎0287(22)3115